

東京電力ホールディングス株式会社柏崎
刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更
許可申請（6号及び7号原子炉施設の変
更）の概要について

平成29年10月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東京電力ホールディングス株式会社
住 所 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所
所在地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

(3) 変更の内容

昭和 52 年 9 月 1 日付、52 安（原規）第 250 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

三、原子炉の型式、熱出力及び基数

四、原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

